

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員、地域社会など様々なステークホルダーとの関係を重視し、当社の経営理念のもと、2017年度～2021年度の中期経営計画「Frontier Expansion 2021」に掲げる経営目標を実現するために、誠実かつ公正な企業活動を遂行することがコーポレート・ガバナンスの基本であり、最も重要な課題であると考えております。

【経営理念】

- ・リース事業を通じて企業活動をサポートし、社会の発展に貢献する。
- ・顧客第一主義に徹し、最高のサービスを提供する。
- ・創造と革新を追求し、株主・市場から評価される企業を目指す。
- ・自ら考え積極的に行動する社員を育て、働き甲斐のある職場を創る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針等について、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を定め、当社ホームページにおいて開示しております。（<https://www.fgl.co.jp/csr/corporate/governance.html>）

【原則1 - 4】株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針

ガイドラインの第6条をご参照ください。なお、2021年3月末時点の上場政策保有株式を対象とする取締役会による検証の概要については、第52期有価証券報告書において開示しております。金融庁EDINETをご参照ください。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

ガイドラインの第7条をご参照ください。

【原則2 - 6】企業年金の資産オーナーとして機能発揮

当社は、規約型企業年金においては、企業年金の運用について適切な資質をもった人材を配置し、年金資産の運用に関する基本方針を定めて、運用機関を通じて積立金運用を行っております。また、補充的に加入している連合企業年金基金においては、資産運用委員会に専門的知識を有する者を委員として配置した運用体制を構築しております。

いずれも、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている運用機関に対して委託しており、各運用受託機関に対する定期的なモニタリングを実施しております。

【原則3 - 1】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念については、上記1.をご参照ください。

経営戦略、経営計画については、当社の中期経営計画、分野別事業概況等を「第52期定時株主総会招集ご通知」提供書面の事業報告、統合報告書及びホームページにおいて公表しております。

（<https://www.fgl.co.jp/ir/plan.html>）

（https://ssl4.eir-parts.net/doc/8424/ir_material/160479/00.pdf）

（<https://www.fgl.co.jp/csr/pdf/integrated20.pdf>）

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記1.及びガイドラインをご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

ガイドラインの第19条をご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の指名または解任を行うに当たっての方針と手続

ガイドラインの第9条、第10条、第11条をご参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の指名についての説明

取締役・監査役候補の指名理由については、「第52期定時株主総会招集ご通知」提供書面の株主総会参考書類において開示しております。

当社ホームページをご参照ください。

（https://ssl4.eir-parts.net/doc/8424/ir_material/160479/00.pdf）

【補充原則4 - 1 - 1】経営陣に対する委任の範囲の概要
ガイドラインの第8条第4項をご参照ください。

【原則4 - 9】社外役員の独立性判断基準
ガイドラインの別紙(独立性基準)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
ガイドラインの第9条、第10条をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】取締役・監査役の兼任状況
取締役・監査役の重要な兼職の状況については、「第52期定時株主総会招集ご通知」提供書面の事業報告や株主総会参考書類において開示しております。
当社ホームページをご参照ください。
(https://ssl4.eir-parts.net/doc/8424/ir_material/160479/00.pdf)

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性についての分析・評価
取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、全ての取締役・監査役に対するアンケート及び必要に応じたインタビューを行い、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等諮問委員会(顧問弁護士が事務局を補助)の審議・答申を経て、取締役会において実施しました。
2020年度の分析・評価結果の概要は、以下のとおりです。
1. 取締役会の規模・構成、機能・役割、運営等いずれの評価項目についても適切であることが認められ、実効性の確保を確認できましたが、引き続き取締役会の機能向上策の着実な推進と一層の定着化、内外環境の変化に応じた不断の見直しが必要です。
2. 前回の分析・評価における課題「取締役会議論の更なる活性化」については、事業ドメイン別の中期経営計画進捗報告において関連子会社の状況も一体的に報告することにより審議内容の充実を図るとともに、リスク管理資本状況に関する報告の開始、経営会議の議論の臨場感が伝わるよう議事録を詳細化して社外役員に提示すること、課題「CSV(社会との共有価値創造)・ESG(環境・社会・ガバナンス)の視点の一層の反映」については、執行にてCSV推進委員会を設置して2021年度上期より審議結果を取締役に報告する体制を構築するとともに、当社グループにおけるCSV経営への取り組み状況について社外役員に説明し認識を共有すること、課題「社外役員への情報提供の更なる充実」については、新型コロナウイルス感染症の影響について取締役会等にて随時説明、社外役員の関心事項に応じて随時質問を受け付けて適時に回答する体制の構築、社外役員に対する外部講習機会の提供等により、実効性の向上が図られていることを確認しました。
また、取締役会構成におけるダイバーシティ・多様性と専門性や監督機能の更なる向上等を図っていくこと、CSV経営についてグループベースで更なる深化を図っていくこと、社外役員への情報提供の一層の充実等が必要であるという課題を認識しました。
当社の取締役会は、以上の分析・評価結果も踏まえ、取締役会の機能向上に一層取り組み、その実効性の更なる向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
ガイドラインの第17条をご参照ください。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
ガイドラインの第5条をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヒューリック株式会社	4,218,200	14.02
明治安田生命保険相互会社	2,690,400	8.94
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,512,300	5.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,485,000	4.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,100,800	3.66
損害保険ジャパン株式会社	1,002,400	3.33
アズビル株式会社	1,000,000	3.32
株式会社みずほ銀行	907,900	3.02
ビー・ビー・エイチ フィデリティ ビューリタン フィデリティ シリズ インタリシツク オパチュニティズ ファンド	600,000	1.99
株式会社ニチレイ	416,600	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
一色 誠一	他の会社の出身者											
市川 秀夫	他の会社の出身者								○			
山村 雅之	他の会社の出身者											
松本 博子	学者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

一色 誠一	○	<社外取締役の属性情報> JX日鉱日石エネルギー株式会社(現ENEOS株式会社)の元代表取締役社長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1%未満です。	JX日鉱日石エネルギー株式会社代表取締役社長のほか、JXホールディングス株式会社取締役、株式会社ENEOSセルテック社長を歴任されており、同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただくため。 <独立役員指定事由> 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
市川 秀夫	○	<社外取締役の属性情報> 昭和電工株式会社の取締役 取締役会議長であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1%未満です。	昭和電工株式会社の代表取締役社長兼社長執行役員及び代表取締役会長並びに取締役取締役会議長として、長年企業経営に携わっており、同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただくため。 <独立役員指定事由> 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
山村 雅之	○	<社外取締役の属性情報> 東日本電信電話株式会社の相談役であり、当社は同社との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1%未満です。また、同氏は一般社団法人電気通信協会会長であり、当社は同法人との取引はございません。	東日本電信電話株式会社の代表取締役社長や一般社団法人の会長を歴任されており、同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただくため。 <独立役員指定事由> 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。
松本 博子	○	<社外取締役の属性情報> 学校法人女子美術大学理事であり、当社は同学校法人との間に通常のリース取引がありますが、その額は年間連結総売上高の1%未満です。	株式会社東芝勤務を経て、学校法人女子美術大学理事及び同大学副学長・教授・研究所長として学校運営・教育に携わっており、同氏の豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただくため。 <独立役員指定事由> 東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社内取締役

補足説明

- ・指名・報酬等諮問委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担うものとして設置しております(設置日:2015年11月5日)。
- ・指名・報酬等諮問委員会の構成は、独立社外取締役(当社の独立性基準を満たす社外取締役をいう。以下同じ。)全員と取締役社長を含む取締役を委員とし、かつ、その過半数は独立社外取締役としております。
- ・審議事項は、次のとおりです。審議の結果を取締役に答申しております。
 - 取締役・監査役候補者選定または解任
 - 取締役の報酬

取締役社長(社長執行役員)の後継者計画
 コーポレートガバナンス・ガイドラインの改正・廃止
 取締役会全体の実効性についての分析・評価
 取締役社長を退任した顧問等に関する事項
 その他取締役会が諮問する事項
 ・2020年度は2回開催し、全ての委員が全ての回に出席しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、効果的かつ効率的な監査を実施するため、監査結果やその他の情報について、報告会や意見交換、打ち合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。
 また、内部統制部門が構築、運用している内部統制システムの整備状況については、内部監査部門、監査役及び会計監査人が各々の監査結果を情報交換により共有しその状況を監視しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
米川 孝	他の会社の出身者										○			
井本 裕	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の決定方法を取締役会の決議により定めております。取締役の個人別の報酬決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、固定報酬として支給する基本報酬の他に変動報酬として業績連動報酬及び株式報酬を導入しております。各報酬の割合につきましては、上場企業における平均的な割合を踏まえ、基本報酬1に対して変動報酬の割合を0.6とし、変動報酬の内訳は、業績連動報酬と株式報酬の割合を5:7とし、中長期インセンティブの比率を高めております。

基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、当社従業員報酬や役員報酬の世間一般的な水準及び会社の経営状態を参考にして、役位に応じて個人別の基本報酬額を定めることの適切性・妥当性について、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により決定しております。

なお、基本報酬は、会社の業績その他の理由により、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで取締役会の決議により臨時に減額することがあります。

業績連動報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、役位に応じて基本報酬の年額相当額の20%～30%を基準額とし、当社が別途定める役員業績連動報酬規程に従い、支給日の前事業年度の会社の連結業績、各人の会社業績への貢献度、中長期的な経営課題等への取組状況等に応じて基準額の0～200%の範囲内において、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会の決議により支給額を決定しております。

会社の連結業績等の適用指標に連動する部分(以下、「適用指標連動部分」という)と取締役各人の個人評価を反映する部分(以下、「個人評価反映部分」という)の2つで構成されており、役位別にその構成割合を定めております。「適用指標連動部分」は営業資産残高、経常利益等より算定し、「個人評価反映部分」は担当所管業務の業績等及び定性評価により取締役社長がこれを決定しております。

なお、業績連動報酬は、取締役が会社に対して多大な不利益を与えた場合や病気療養等などの事情により長期休職中の場合等は、減額又は不支給とすることがあります。

業績連動報酬の額の算定の基礎となる業績指標は、現中期経営計画の重要な業績評価指標である「連結営業資産残高」「連結経常利益」「連結ROA」としております。

[業績連動報酬の算定方法]

業績連動報酬額＝役位ごとの支給基準額×業績連動支給係数()

(...業績連動支給係数は、「連結営業資産残高」「連結経常利益」「連結ROA」各々の計画対比達成率及び前年同期対比比率の組み合わせにより算定し、0～200%の範囲内において、指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、専務以下の取締役については担当所管業務の業績等及び定性評価を加味し、取締役社長が決定した個人評価も反映しております。)

株式報酬は、「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しており、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、取締役会において決議された役員株式給付規程に基づき、取締役が受給要件を満たして退任した場合は、当該退任日に役位並びに任期に応じて本信託が取得した当社株式の給付を受ける権利を取得します。取締役が株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないものとしております。なお、監督職である社外取締役及び監査役につきましては、業績連動報酬や株式報酬の考え方が馴染みにくいため、固定報酬のみとしております。

当社の取締役の個人別報酬額については、経営の最高責任者として各部門の業務活動を指導統制し、各部門を担当する取締役の評価を行う取締役社長 辻田泰徳が、取締役会決議に基づき、各取締役に支給する業績連動報酬の額及び支給時期に関する具体的内容の決定について委任を受けております。当該権限が適切に行使されるよう、業績連動報酬の評価方法の適切性及び算定された報酬額の適正性について指名・報酬等諮問委員会の審議・答申を経たうえで、取締役社長が各取締役に支給する業績連動報酬の額及び支給時期を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員(社外取締役および社外監査役を指す。以下同じ)担当者を2名(経営企画部または総務部との兼務)設置しており、社外役員への取締役会付議議案の事前説明会の事務局や各種連絡等を行っております。当社は、社外役員に対して、取締役会・監査役会議案の事前送付及び取締役会付議議案の事前説明の実施、経営会議等の資料・議事録の提供、外部セミナーの受講機会の提供等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小倉 利之	特別顧問	・経営陣の求めに応じた助言 ・顧客・取引先等ステークホルダーとの関係維持	非常勤・報酬有	2014/03/31	1年更新
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1 名		
その他の事項					

当社には相談役や特別顧問等に関する制度はございませんが、特別顧問に期待する役割等および顧問契約を締結することについて、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬等諮問委員会における審議を経て、社長が決定しております。

特別顧問は、当社の取締役会及び経営会議その他の社内会議体には出席することではなく、また、当社の経営上の意思決定に関与する権限は有していません。

特別顧問の活動状況等については、指名・報酬等諮問委員会に定期報告を行っております。

特別顧問の報酬については、現在の役割に応じた固定報酬としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行、監査・監督等に係る経営組織その他コーポレート・ガバナンスに係る組織の内容は以下のとおりです。なお、イ・ロ・ハ・トについてはガイドラインもご参照ください。また、役員の指名については - 1. [任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性]、役員の報酬については - 1. [取締役報酬関係]もご参照ください。

イ. 取締役会

取締役10名により構成され、経営に関する重要事項及び法令・定款・取締役会規程で定められた事項について審議、意思決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。取締役会の決議事項については、ガイドラインの第8条第4項をご参照ください。また、取締役会の客観性・透明性を高め監督機能を強化するため、独立社外取締役4名を選任しております。なお、2020年度は12回開催いたしました。2020年度の取締役会における各役員の出席状況は以下のとおりです。

取締役

佐藤 隆、辻田 泰徳、風間 省三、細井 聡一、一色 誠一、市川 秀夫、山村 雅之 ... 12回

高田 桂治 ... 10回(2020年6月23日開催の定時株主総会にて選任されており、2020年度における対象取締役会は10回となっております。)

松本 博子 ... - (2021年6月23日開催の定時株主総会にて選任)

監査役

須田 茂 ... 12回

鶴田 義人 ... 10回(2020年6月23日開催の定時株主総会にて選任されており、2020年度における対象取締役会は10回となっております。)

米川 孝、井本 裕 ... - (2021年6月23日開催の定時株主総会にて選任)

ロ. 指名・報酬等諮問委員会

取締役会の任意の委員会として、指名・報酬等諮問委員会を設置しております。指名・報酬等諮問委員会は、独立社外取締役4名と社内取締役1名で構成され、取締役社長(社長執行役員)を含む取締役・監査役の候補者選定または解任、取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申します。なお、2020年度は2回開催いたしました。

ハ. 監査役会

常勤監査役2名と非常勤監査役2名(うち独立社外監査役2名)の合計4名により、監査役会を構成しております。各監査役は監査役会において策定した監査計画に基づき、重要会議への出席、重要書類の閲覧、業務及び財産の調査並びに会計監査人・内部監査部門の監査結果の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。2020年度の監査方針は、監査役監査基準に則り、株主の負託を受けた独立の機関として監査を行うことにより、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めることとしております。

なお、2020年度は11回開催いたしました。

ニ. 経営会議

常務以上の執行役員、経営企画部長、人事部長、営業企画部長、主要な関係会社社長により構成され、常勤監査役も常時出席する経営会議を設置しております。経営会議は、原則として月1回以上の頻度で開催し、代表取締役社長に委任された業務の執行・施策の実施に関する意思決定、及び内部統制に関する重要事項等について審議し、経営判断の質的向上と意思決定の迅速化を図っております。なお、2020年度は18回開催いたしました。

ホ. コンプライアンス委員会

コンプライアンス統括役員を委員長、グループ法務コンプライアンス部担当役員を副委員長、関係する企画・管理部門長ならびに国内子会社および海外子会社の所管部長を常任委員、社外の弁護士を外部委員とするコンプライアンス委員会を設置しております。また、同委員会には、オブザーバーとして、常勤監査役および国内子会社の取締役社長等が参加しております。同委員会は、四半期に1度の頻度で開催し、コンプライアンス体制の整備とコンプライアンスに係る年次計画を推進する為の事項を審議・協議いたします。また、同委員会における審議・協議事項は、取締役会・経営会議に対し報告され、コンプライアンス体制の整備・強化を図る施策を講じております。

ヘ. 内部監査

内部監査部門としてグループ監査部(10名)を設置しております。グループ監査部は、全部室店及び主要な子会社に対し業務監査を実施しており、内部統制を確実に機能させるとともにその有効性検証の一翼を担っております。2020年度の監査方針は、以下のとおりです。

リスクベース監査を推進し、内部統制、リスク管理、コンプライアンス体制の有効性を客観的に評価する。

グループ内の各社内部監査部門が情報を共有、連携、協力しグループの内部統制を強化する。

内部監査のアシュアランス機能、コンサルティング機能を通して、企業価値の向上を図る。

これらの業務監査結果については都度社長及び監査役に報告されるとともに、取締役会・経営会議において定期報告を実施しております。

ト. 会計監査

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。当社と同監査法人又はその業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。当社の会計監査を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

公認会計士の氏名、所属する監査法人名

公認会計士の氏名等	所属する監査法人名
業務執行社員 田中 宏和	EY新日本有限責任監査法人
業務執行社員 中桐 徹	EY新日本有限責任監査法人

* 継続監査年数については、全員7年以内であります。

* 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

* 監査に係る補助者は公認会計士10名、会計士補等26名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社の形態を採用しております。監査役は内部監査部門及び内部統制部門と密接に連携して監査を行っており、また独立性を確保した社外監査役を設置していることから、コーポレート・ガバナンスの機能は十分に確保されております。また、取締役会の監督機能の向上のため、外部的視点から業務執行に対する監督及び助言を得るべく独立性を確保した複数の社外取締役を設置しております。さらに、当該社外取締役が過半数を占める「指名・報酬等諮問委員会」を設置し、恣意性を排除するとともに透明性の高い経営体制としております。

加えて、社外取締役と監査役会等との連携により、コーポレート・ガバナンスの強化、ひいては継続的な企業価値の向上が一層図れるものと考えております。

なお、当社では、経営の監督機能と業務執行との分離により、意思決定のスピードアップと経営効率を高めるため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第52期定時株主総会招集通知は法定期日の7日前(開催日の22日前)の2021年6月1日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第52期定時株主総会は2021年6月23日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月27日開催の第37期定時株主総会から、インターネットによる議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第42期定時株主総会から、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第49期定時株主総会より、招集通知(一部抜粋)の英語版を招集通知発送日に当社のホームページに掲載するとともに、株式会社東京証券取引所の所管する「東証上場会社情報サービス」にてインターネット環境下での閲覧を可能としております。
その他	招集通知は、取締役会決議の後、発送前の2021年5月25日に当社のホームページに掲載するとともに、株式会社東京証券取引所の所管する「東証上場会社情報サービス」にてインターネット環境下での閲覧を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2010年3月にディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期、第2四半期の決算短信発表後に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算の概要、決算説明会資料、有価証券報告書、統合報告書、ニュースリリース等のIR資料を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部 コーポレートコミュニケーション室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定め、この規範に各ステークホルダーに対する基本姿勢を定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会の一員として経済面のみならず環境面、社会面の幅広い分野における責任を果たすCSR活動を展開しております。 環境面では、国内の主要なグループ会社12社とともに環境マネジメントシステムを構築し、自社グループの省エネ・省資源の活動はもとより、お客様の省エネに寄与するESCOサービスやエネルギー・環境分野のリース・ファイナンス、省資源に寄与するリマーケティング（中古資産の買取サービス）などに取り組んでおります。 特に気候変動問題に関しては2012年から子会社を通じて太陽光発電事業に進出し、全国に大規模太陽光発電所を開設して再生可能エネルギーの供給を行っております。 2018年には、自社グループが消費する電力を2050年までに100%再エネ電力に転換することを目指す「RE100」に加盟しました。 グリーンボンド等で調達した原資によりお客様の再生可能エネルギー・省エネ機器等の導入をサポートする取り組みとして、2019年に「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」、2020年に「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」をスタートさせ、推進しております。 社会面では、BPOの取り組み強化による企業経営の効率化、人手不足解決、働き方改革への貢献や、先進的な医療機器の開発を目指すベンチャー企業への出資、介護付有料老人ホームなどの建物リースで、医療福祉や超高齢化社会に貢献する活動を行っております。 このように本業を通じて環境面・社会面の課題解決に資する活動を推進するとともに、お客様、株主、地域社会、従業員など、各ステークホルダーのニーズに対応すべく様々な活動を実施しております。 活動状況について統合報告書に掲載するとともに、詳細については当社ホームページのCSRサイトに掲載しております。 https://www.fgl.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、上記「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」において、IR活動を重視し、双方向のコミュニケーションを緊密に行うとともに、適時・適切かつ積極的に情報を開示し、市場から信頼される「開かれた経営」を目指す旨を規定しております。
その他	当社では、女性の活躍推進を経営上の重要課題と捉え、女性がこれまで以上にもてる能力を存分に発揮できる環境整備を進めています。 従前より「採用」「人材育成」「風土改革」「両立支援」の4つのテーマごとに施策を展開してまいりましたが、目標達成及び女性の活躍推進を更に加速させることを狙いとし、2020年4月より高い数値目標に向けて行動計画をスタートさせております。これまで進めてきた諸施策を充実・強化すると共に新たな家庭と仕事の両立に資する環境整備の取り組みを加え、2022年3月までに女性社員の採用比率 40%以上、女性社員の管理職比率 30%以上、年次有給休暇取得率 80%以上、テレワーク制度利用率 40%以上を目指します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に悖(もと)ることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針とし、当社の倫理綱領である「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を定めている。「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」に基づいた、規程・手続・マニュアルの制定、従業員の教育研修、内部通報制度の拡充等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会及び監査役会による監督、監査役、会計監査人及び当社グループ監査部による監査を通じて取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、定款、「経営会議規程」及び「稟議規程」に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書を作成し、定められた期間保存することにより取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」において管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、レピュテーションリスク及びその他のリスクに区分し、各リスク管理の基本方針に定める体制・方法によりリスクの特性や重要性に応じた管理を実施している。

この他、非常災害の発生に備えた「緊急時対策規程」、情報管理に関わる「秘密情報管理規程」等を制定して損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備しているが、経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理体制の強化に継続して取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制による業務分掌の明確化、「職務権限規程」に基づく職務権限の委譲、中期経営計画に基づく計画管理及び予算統制を実施することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築しており、今後も予算統制等によるPDCAサイクルの充実を図り、効率的な体制を維持し、向上させる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」を共有し、各社の事業特性を踏まえてグループ一体となった経営を行う。

当社は、すべての子会社に取締役を派遣しており、「関係会社管理規程」に基づいて子会社の経営状況、業務遂行につき承認又は報告を求めるなどの管理・統制を実施することで、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を維持している。

各子会社における自律的な内部統制を基本としつつ、当社は主要子会社についてグループ監査部による業務監査を定期的の実施するほか、子会社の業務内容等に応じてコンプライアンス、リスク管理、効率化に必要な支援・指導を実施することにより、改善を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び子会社から成る企業集団は、財務報告の信頼性、すなわち財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。内部統制に何らかの不備が発見された場合には、必要に応じて改善を図り、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備・維持する。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役を補助する従業員(以下、監査役補助使用人)について、グループ監査部との兼務発令によって配置する。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助使用人について取締役からの独立性を確保し、監査役から指示された職務の実効性を担保するため、監査役補助使用人は直接監査役の指揮命令下で監査役補助使用人業務を行うものとし、同業務については取締役の指揮命令を受けないものとする。また、監査役補助使用人に対する人事異動・人事考課・懲戒処分を行う際には、あらかじめ監査役会に対し意見を聴取した上で実施・決定する。

9. 当社監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役、執行役員及び従業員は、監査役会又は監査役に対し(1)当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実(2)取締役、執行役員及び従業員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨(3)その他、法令及び監査役会又は監査役が求めた事項について報告を行う。

(2) 子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社の監査役が職務の執行に必要として求めた場合、速やかに当社の監査役に報告する。当社の監査役は、当社および子会社の監査役等で構成するグループ監査役等会議を定期的に開催して監査結果の報告を受け、情報の共有を図る。

また、グループ内部通報制度については、通報窓口当社の監査役を追加するほか、他の窓口に通報された場合も当社の監査役に適切に報告されるよう、情報ルートを整備する。

10. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員が前項の報告をしたことを理由として不利な扱いを行わない。また、内部通報取扱規程においても、監査役への通報者又は報告者の保護を明記する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び経営会議等への出席、経営者との定期的なディスカッションの実施、重要稟議の回付、グループ監査部からの業務監査結果の報告などにより、監査役が当社における業務執行の状況を常時把握できる環境を提供することで監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図る。

13. 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社は、「芙蓉総合リースグループの企業行動規範」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを宣言するとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けたコンプライアンス規程・対応マニュアルの制定、従業員に対する教育研修の実施、警察当局との連携等、組織的な対応を実施している。
今後も反社会的勢力との関係を遮断するための体制を維持し、対応の徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力には一切の商品・サービスを提供いたしません。適切な事前審査を実施し、取引を入口で未然に防止し、また事後的に反社会的勢力であると判明した場合には、速やかに取引を解消します。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)「コンプライアンス規程準則(反社会的勢力関係)」を制定し、更に反社会的勢力との関係遮断に向けた対応要領である「反社会的勢力対応マニュアル」等を制定し、役職員に対する教育・研修により、その周知・徹底を図っております。

(2)反社会的勢力との関係遮断にかかる統括部署や不当要求防止責任者を設置し、社内連絡体制や警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士といった外部専門機関との連携体制を構築し、組織的な対応を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、投資判断に影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報等が発生した場合、また既に開示した重要な会社情報に関し重大な変更等が行われた場合には、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める適時情報開示規則に則り、適時・適切かつ公正に情報を開示することに努めております。

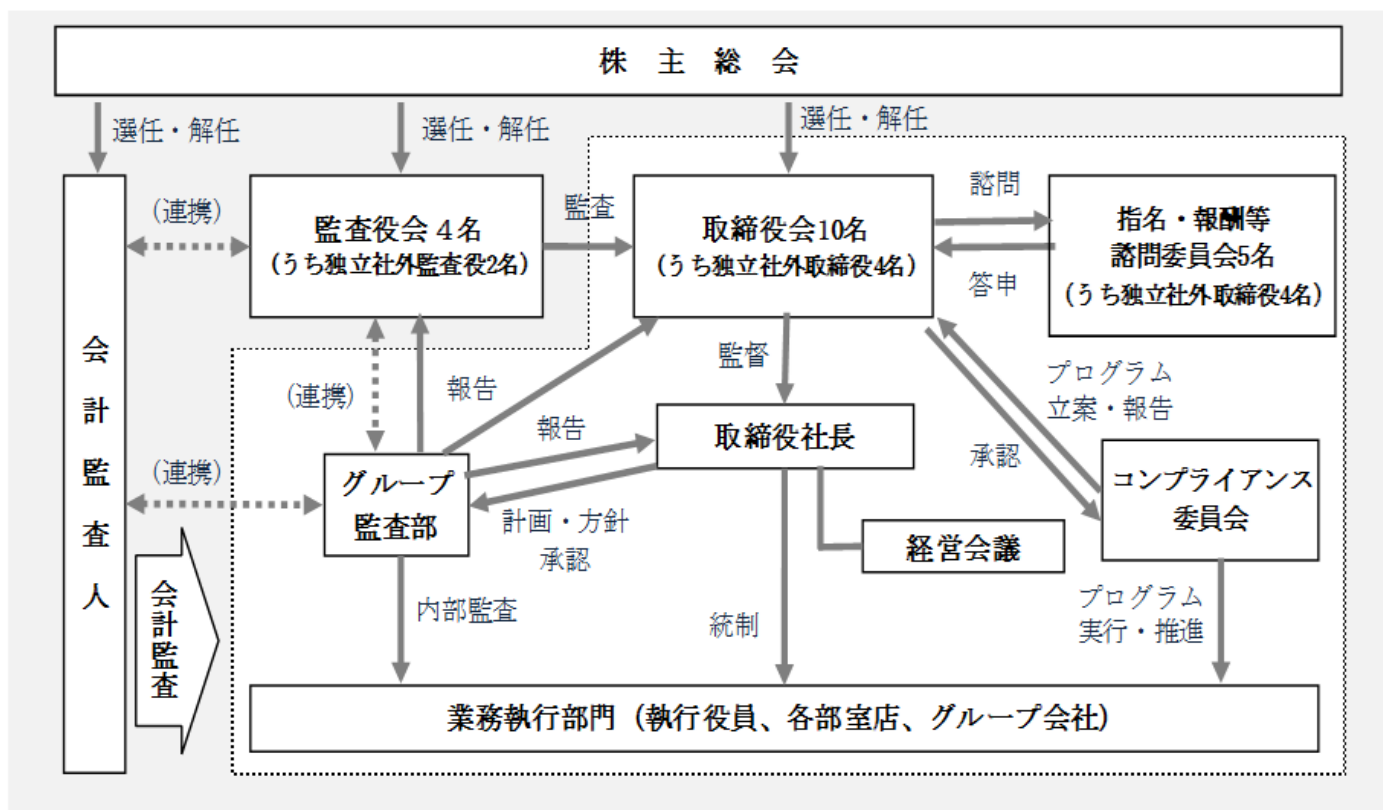
そのため当社では、適時開示情報を把握するために「適時開示等に関する重要情報」の取扱手続きを定めており、当該社内手続きの周知徹底を図るとともに、「内部者（インサイダー）取引管理規程」、「即報規程」及び「秘密情報管理規程」に従い、会社情報の適切な管理を行っております。

当社における重要な決定事実、発生事実、決算に関する情報等については、情報集約部署または情報開示担当部署において、金融商品取引法をはじめとした諸法令ならびに株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に基づく開示の必要性の有無、開示の時期および方法の検討を行い、取締役会等による決定あるいは情報管理統括役員の判断により、速やかに開示を行うこととしております。また、当社の監査役会から適時助言、指導を受けており、必要に応じ会計監査人からもアドバイスを受けております。

当社では、適時開示すべき会社情報について、株式会社東京証券取引所の所管する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」へ情報登録を行った後、同取引所からの照会に係る対応や事前説明を行います。その後、同取引所の開示処理を経て、指定された開示時刻になると、登録された開示情報がTDnetを通じて多数の報道機関に伝達されます。また、それと同時に「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、公衆縦覧に供されます。なお、開示情報については、公表後、当社ホームページにも掲示しております。

【参考資料】

1. コーポレート・ガバナンス体制模式図



2. 適時開示体制模式図

